

# 公 告

## 定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により実施した標記監査について、同条第 9 項並びに千曲坂城消防組合監査委員条例第 4 条の規定により別紙のとおり公表する。

令和元年 12 月 11 日

千曲坂城消防組合

監査委員 塚 田 明

監査委員 小 山 嘉 一

## 千曲坂城消防組合定期監査結果報告書

### 第1 監査月日

令和元年11月29日

### 第2 監査の対象

消防本部総務課、予防課、警防課、戸倉上山田消防署、更埴消防署、坂城消防署

### 第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた令和元年度定期監査資料及び関係職員から所管事務の執行状況等（平成31年4月～令和元年10月）について聴取した。

### 第4 監査結果

各課から提出のあった資料については、適正に業務が行われていることを確認した。

今後留意、改善を検討する事項として、住宅用火災警報器の設置率向上に向けて、住民に対するきめ細かな広報と周知による住宅防火対策の理解促進に努めるほか、財政措置等の施策について検討されたい。

また、近年、異常気象等による自然災害が数多く発生し、消防力の増強が強く求められているので、災害に即応できる資機材整備に努められたい。

なお、老朽化が進む更埴消防署については、庁舎の安全面の確保と職場環境を整備するよう配慮されたい。

令和元年度の一般会計予算とその執行状況については、適正に処理されていると認められるので、今後も引き続き、適正かつ効率的な予算の執行及び事業の運営に努められたい。